

※この申告書付表(課税方式選択用)は、上場株式等の配当等所得・譲渡所得等を所得税と異なる課税方式を選択する場合に、市民税・府民税申告書と一緒に提出をお願いします。

令和 年度 市民税・府民税 申告書付表 (課税方式選択用)

フリガナ		生年	大・昭	
氏名		月日	平・令	
住所		電話番号		

※留意事項及び添付書類などについては、裏面をご確認ください。

上場株式等の配当等所得・譲渡所得等(特定口座(源泉徴収あり))の課税方式の選択について

(1)  上場株式等の配当等所得・譲渡所得等について、個人市・府民税は**すべて申告不要**を選択します。

(2)  上場株式等の配当等所得・譲渡所得等について、個人市・府民税は次のとおり申告します。

取引口座	所得税(確定申告)での申告内容			個人市・府民税で申告する内容			
	所得の種類	所得税の課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	所得の種類	市・府民税で 選択する課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
証券会社	配当	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	配当	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分		
銀行	譲渡	分離課税分		譲渡	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	⑤株式等譲渡所得割額
					円		
証券会社	配当	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	配当	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分		
銀行	譲渡	分離課税分		譲渡	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	⑤株式等譲渡所得割額
					円		
証券会社	配当	<input type="checkbox"/> 総合課税分	円	配当	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	④配当割額
		<input type="checkbox"/> 分離課税分	円		<input type="checkbox"/> ①総合課税分		
銀行	譲渡	分離課税分		譲渡	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	⑤株式等譲渡所得割額
					円		

⇒①～⑤のそれぞれの合計額を、下表の①～⑤に記入してください。

		配当等所得等の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
上場株式等の 配当等所得	①総合課税分	円	④配当割額 円
	②分離課税分	円	
上場株式等の 譲渡所得等	③分離課税分	円	⑤株式等譲渡所得割額 円

①総合課税を選択した場合については、市民税・府民税申告書の「2.所得金額 配当」欄に所得金額を記入してください。  
 ②または③に所得金額がある場合は、市民税・府民税申告書(分離課税等用)も合わせて提出が必要です。②については「5.所得金額 上場株式等の配当等」、③については「5.所得金額 上場株式等の譲渡所得等」に記入してください。  
 配当割額及び譲渡割額については、市民税・府民税申告書裏面「13.配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に金額を記入してください。

## ★所得税と個人市・府民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

### ①申告書の提出期限について

所得税と個人市・府民税において異なる課税方式を選択する場合は、**納税通知書が送達される時までに**申告いただくことが必要です。(この期限を過ぎた場合は、所得税と個人市・府民税とで異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。)

また、確定申告書のみを提出された場合は、確定申告書における課税方式と同じ課税方式にて個人市・府民税の課税を行うこととなります。

<納税通知書の送達時期の目安>

給与所得等で特別徴収をされている方については、特別徴収税額決定通知書の送付により税額が確定していることから、特別徴収税額決定通知書送達後(給与支払者より5月31日までに納税義務者へ交付)は所得税と異なる課税方式の選択はできません。

普通徴収の方については、個人市・府民税納税通知書を例年6月上旬に順次送付しております。

### ②所得税と個人市・府民税において、異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と個人市・府民税において、異なる課税方式の選択が可能な所得については、上場株式等の配当等に係る所得及び上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収を選択した特定口座分)です。**源泉徴収されていない特定口座(簡易申告口座分)及び大口株主分、一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。配当等については、1回に支払を受けるべき上場株式等の配当等の額ごと(源泉徴収を選択した特定口座分については、口座ごと)に課税方式を選択することができますがその配当等すべてについて総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することとなります(一部を総合課税、残りを申告分離課税として申告するような選択は不可)。また、同一の源泉徴収口座内で、譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、上場株式等の配当等所得に係る所得のみを申告不要とすることはできません。**

### ③申告書の提出時にあわせてご提示をお願いしている書類について

- ・確定申告書を提出した場合は、確定申告書の控えの写し一式  
(確定申告書の第1表～第4表(1)(2)及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 など)
  - ・特定口座年間取引報告書の写しや上場株式配当等の支払通知書など
- ※上記書類のご提示は、本市にて適正に課税方式を確認するためをお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

### ④その他留意事項について

- ・申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。
- ・個人市・府民税の配当等所得及び譲渡所得等金額を申告することにより、国民健康保険料などの保険料の算定に影響を及ぼす場合があります。

## ★繰越損失がある場合

当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達される時までに、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。

※所得税において所得申告及び繰越損失の適用を行い、個人市・府民税においては申告不要とした場合においても、翌年に繰越損失額を繰り越すための申告が必要です。

また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と個人市・府民税における繰越損失額に相違がある場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、個人市・府民税においても申告及び繰越損失額の申告を行ってください。(その年に株式等の譲渡がなかった年も、譲渡損失額を翌年に繰り越すための申告が必要です。)